



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *20 和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務学事課) 1
- *21 和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 2

○ 告示

- 322 平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定 (環境管理課) 2
- 323 平成8年和歌山県告示第641号(昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定)の一部改正 (") 2
- 324 平成8年和歌山県告示第644号(振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定)の一部改正 (") 3
- 325 平成8年和歌山県告示第645号(振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する区域及び時間の指定)の一部改正 (") 3
- 326 平成22年和歌山県告示第175号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改正 (") 3
- 327 平成22年和歌山県告示第176号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準)の一部改正 (") 3
- 328 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 4
- 329 保安林予定森林 (森林整備課) 4
- 330 公共測量の終了 (技術調査課) 5
- 331 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 5
- 332 " (") 5
- 333 " (") 6
- 334 " (") 6

○ 収用委員会告示

- 2 土地収用法による裁決手続開始の決定 7

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

- 1 さわらの漁業 7

○ 訓令

- *2 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (検査・技術支援課) 8

規 則

和歌山県規則第20号

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。

別記第23号様式中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山競輪場管理条例施行規則(昭和25年和歌山県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同項第3号ア(ア)中「6万1,950円」を「6万3,720円」に改め、同号ア(イ)中「18万6,952円」を「19万2,290円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第322号

平成12年総理府令第15号(騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令)備考の規定に基づく知事が指定する区域を次のとおり定め、平成26年3月26日から施行する。

なお、平成22年和歌山県告示第179号(平成12年総理府令第15号備考の規定に基づく区域の指定)は、平成26年3月25日限り、廃止する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 a区域 有田川町及び白浜町の地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた地域
- 2 b区域 有田川町及び白浜町の地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
- 3 c区域 有田川町及び白浜町の地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

和歌山県告示第323号

平成8年和歌山県告示第641号(昭和43年厚生省建設省告示第1号の別表第1号に規定する区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

第2項中「第四種区域」を「都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域」に改める。

和歌山県告示第324号

平成8年和歌山県告示第644号（振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

第2項中「第二種区域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業地域及び工業専用地域の一部の区域で」を「都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域のうち」に改める。

和歌山県告示第325号

平成8年和歌山県告示第645号（振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する区域及び時間の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第1号中「第1種区域として指定された区域」を「同告示第2項の表備考2に定める第1種区域」に改め、同項第2号中「第2種区域として指定された区域」を「同告示第2項の表備考2に定める第2種区域」に改める。

和歌山県告示第326号

平成22年和歌山県告示第175号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準）の一部を次のように改正する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

1 騒音指定地域

有田川町及び白浜町の地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。

第2項の表備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 第一種区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域をいい、第二種区域とは、同号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいい、第三種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第四種区域とは、同号に規定する工業地域及び工業専用地域をいう。

第2項の表備考に次のように加える。

4 その属する区域の区分が変更された際に設置されている特定工場等（設置の工事が開始されているものを含む。）であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

和歌山県告示第327号

平成22年和歌山県告示第176号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）の一部を次のように改正する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

1 振動指定地域

有田川町及び白浜町の地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する工業専用地域を除く。）とする。

第2項の表備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 第一種区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいい、第二種区域とは、同号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

第2項の表備考に次のように加える。

4 その属する区域の区分が変更された際に設置されている特定工場等（設置の工事が開始されているものを含む。）であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

和歌山県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------|---------------|---------|----------|------|-----------|
| 紀南病院 | 田辺市新庄町46番地の70 | 医療機関の名称 | 社会保険紀南病院 | 紀南病院 | 平成26.3.12 |

和歌山県告示第329号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字瀬之奥1855（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇瀬之奥1855（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第330号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき海草振興局建設部長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)
- 2 作業期間 平成25年6月28日から同年10月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県海南市内及び海草郡紀美野町内一円

和歌山県告示第331号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和59年3月13日
至 平成31年3月31日
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第867号、平成17年和歌山県告示第930号の事業地に、大字学文路字北嶋を加える。

(2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第867号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号の事業地に、大字学文路字北嶋及び字福塚、字門田、字塚原を加える。

和歌山県告示第332号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
橋本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高野口都市計画下水道事業 高野口町公共下水道

- 3 事業施行期間
自 昭和60年2月7日
至 平成31年3月31日

- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
かつらぎ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
かつらぎ都市計画下水道事業 かつらぎ町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和60年2月23日
至 平成33年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
九度山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
九度山都市計画下水道事業 九度山町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成2年3月30日
至 平成31年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
なし
(2) 使用の部分
変更なし

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成26年3月13日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成26年3月25日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区(和歌山県橋本市西畑字桜尾地内から同市南馬場字腰細地内まで、同市南馬場字西立石地内から同市学文路字岡ノ峰地内まで及び同県伊都郡九度山町大字九度山字北高地内から同町大字九度山字西福地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

| 裁決手続開始を決定した土地 | | | | | | | 土地所有者 | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | |
|---------------------|--------|---------|-----|-------------------|-------------------|-------|-------|----------------------------------|-------------------------|-------|-----|-----|
| 所 在 地 番 | 地 目 | 地 積 (㎡) | | 取用しようとする土地の面積 (㎡) | 使用しようとする土地の面積 (㎡) | 氏 名 | 住 所 | 氏名 | 住所 | 権利の種類 | | |
| | | 登記簿 | 現 況 | | | | | | | | 登記簿 | 実 測 |
| 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山字北高 | 731番39 | 公衆用道路 | 畑 | 113 | 113.43 | 85.83 | 6.66 | 石井義朗 ただし、登記記録上の名義人 (亡)石井義章 | 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山635番地の3 | — | — | — |
| | 731番40 | 雑種地 | 畑 | 181 | 181.30 | — | 2.97 | 石井義朗 | 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山635番地の3 | — | — | — |

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成26年3月25日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長
左海守

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成26年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

訓 令

和歌山県訓令第2号

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、工事検査及び現地調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 工事検査 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき行う県工事又は県工事に伴う業務（以下「県工事等」という。）の検査をいう。
- (2) 県工事 和歌山県が建設工事請負契約を締結して行う次の工事をいう。
 - ア 土木工事
 - イ 建築工事
 - ウ 電気設備工事
 - エ 機械設備工事
- (3) 県工事に伴う業務 和歌山県が業務委託契約を締結して行う次の業務をいう。
 - ア 県工事に係る調査業務
 - イ 県工事に係る測量業務
 - ウ 県工事に係る設計業務
 - エ 県工事に係る発注者支援業務
 - オ その他県工事に伴う委託業務
- (4) 現地調査 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条及び第26条第2項又は和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第14条の規定により、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区その他の団体（以下「市町村等」という。）が国又は和歌山県から補助金等を受けて施行する工事（以下「補助工事」という。）について、補助工事の適正な完成を確認するための調査をいう。

「第2章 工事検査等の方法」を削る。

第3条の見出しを「（工事検査の種類）」に改め、同条の表中「検査の種類」を「工事検査の種類」に、「検査の内容」を「工事検査の内容」に、「請負代金の部分払」を「請負代金額又は委託金額の部分払」に、「確認」を「履行の確認」に、「工事現場における施工状況」を「現場における履行状況」に、「工事が完了したとき」を「工事又は業務が完了したとき」に改める。

第7条を削る。

第3章を削る。

第6条の見出しを「（工事検査及び現地調査の立会人）」に改め、同条第1項第2号中「請負人」を「受注者」に改め、同条第2項第2号中「受託人」を「受託者」に改め、同条第3項中「課室等」を「所属」に、「担当職員」を「補助工事の担当職員」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出しを「(工事検査の時期)」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出しを「(工事検査の方法)」に改め、同条第2項中「完成検査」を「検査員は、完成検査又は一部完成検査」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(検査員)

第4条 工事検査のうち、県工事の出来高検査及び県工事に伴う業務の検査については、当該県工事又は業務を施行する所属の長が行うものとする。

2 工事検査のうち、県工事の完成検査、一部完成検査及び中間検査については、別表第1に掲げる区分により行う。

3 現地調査は、原則として補助工事を所管する所属の長が行う。ただし、必要があると認めるときは、別表第2に掲げる区分による所属の長に現地調査を依頼することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、検査・技術支援課長又は検査・技術支援課分室長が必要と認めるときは、検査・技術支援課長又は検査・技術支援課分室長が自ら工事検査又は現地調査を行い、又は適当であると認める他の所属の長に工事検査又は現地調査を委任することができる。

5 工事検査又は現地調査を行う所属の長は、検査に要する技術力を有する当該所属の職員に検査の実施を命ずることができる(工事検査又は現地調査を実施する職員を以下「検査員」という。)

(工事検査の要求又は現地調査の依頼)

第5条 県工事等を施行する所属の長が、完成検査、一部完成検査又は中間検査を受けようとするときは、検査要求書を知事に提出しなければならない。

2 補助工事を所管する所属の長が、前条第3項の規定により現地調査の依頼を行おうとするときは、現地調査依頼書を別表第2に掲げる所属の長に提出しなければならない。

「第4章 工事検査等に関する手続き等」を削る。

第9条を次のように改める。

(工事検査又は現地調査の中止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合において、検査員は、工事検査又は現地調査を中止することができる。

(1) 前条各項に規定による立会人が検査の執行を妨害し又は検査員の指示に従わず、工事検査又は現地調査の実施が困難であるとき。

(2) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、工事検査又は現地調査の実施が困難であるとき。

(3) 天災その他の不可抗力により工事検査又は現地調査の実施が困難であるとき。

第10条の見出しを「(検査調書の交付及び工事検査の復命)」に改め、同条第1項中「工事検査を行った職員は」を「検査員は、工事検査の結果」に、「認めるときは」を「認める場合」に、「所属長」を「所属の長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 検査員は、別に定める要領により成績評定を行い、速やかに検査の結果を知事に復命しなければならない。

第11条の見出しを「(現地調査調書の交付及び現地調査の報告)」に改め、同条第1項を次のように改める。

検査員は、現地調査の結果、工事目的物が設計図書等に適合することを認める場合、直ちに別に定める現地調査調書を作成し、当該補助工事を所管する所属の長に交付しなければならない。

第11条第2項中「現地調査を行った職員」を「検査員」に、「課室長等」を「所属の長」に改める。

第12条の見出しを「(工事検査後の修補又は改造)」に改め、同条第1項中「県工事等に関する検査の結果、補修又は改造を要する箇所があるときは、工事検査を行った職員は」を「検査員は、工事検査の結果、工事目的物が設計図書等に適合しておらず、補修又は改造を要すると認める場合」に、「工事検査を行った職員は、特に必要と認められる場合にあつては」を「検査員が特に必要と認めるときは」に、「所

属長」を「所属の長」に改め、同条第2項中「請負人又は受託人」を「受注者又は受託者」に、「受けたときは」を「受けたとき」に、「工事検査を行った職員」を「検査員」に、「県工事等に関する検査」を「工事検査」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

「第5章 その他」を削る。

第13条中「工事検査等」を「工事検査又は現地調査」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(現地調査後の修補又は改造)

第13条 検査員は、現地調査の結果、工事目的物が設計図書等に適合しておらず、修補又は改造を要すると認める場合には、補助工事を施行した市町村等に現地調査修補指示書により期限を定めて指示するものとする。この場合において、検査員が必要と認める場合には、依頼のあった所属の長に現地調査修補指示書の写しを添付して報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属の長は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合には、これを知事に報告し、知事は、これに適合させるための措置をとるべきことを補助工事を施行した市町村等に対して命ずることができる。

3 前項の規定による措置が完了し、市町村等からの修補完了報告を受けたとき、検査員は、再度現地調査を行うものとする。ただし、修補が軽微な場合にあっては、検査員が、修補完了報告の内容の確認をもって再調査を行ったものとみなす。

別表を次のように改める。

別表第1(第4条第2項関係)

| 施行区分及び工種 | 工事検査を行う所属の長 |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 契約金額250万円以上の土木工事、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事 | 検査・技術支援課長 検査・技術支援課分室長 |
| 契約金額250万円未満の土木工事 管財課、公共建築課及び公営企業課が施行する契約金額250万円未満の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事 | 工事を施行する所属の長 |
| 管財課、公共建築課及び公営企業課が施行する工事を除く契約金額250万円未満の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事 | 建築住宅課長(海草振興局管内で施行されるもの) 当該振興局建設部長(海草振興局管内で施行されるものを除く。) |

備考 検査・技術支援課が行う工事検査については、検査・技術支援課長が行う。ただし、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に係る工事検査については、検査・技術支援課分室長が行う。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条第3項関係)

| 工種 | 施行区分 | 現地調査を行う所属の長 |
|------|----------------------------------------------------|--------------------------|
| 土木工事 | 各振興局管内で施行される工事(農林水産部が所管する工事を除く。) | 当該振興局建設部長 |
| | 農林水産部が所管する工事 | 検査・技術支援課長 検査・技術支援課分室長 |
| 建築工事 | 契約金額が2,000万円以上の工事 | 検査・技術支援課長 検査・技術支援課分室長 |
| | 各振興局管内で施行される契約金額が2,000万円未満の工事(海草振興局管内で施行されるものを除く。) | 当該振興局建設部長 |

| | | |
|-------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|
| | 海草振興局管内で施行される契約金額が2,000万円未満の工事 | 建築住宅課長 |
| 電気設備工事、 機械設備工事 | 契約金額が250万円以上の工事 | 検査・技術支援課長 検査・技術支援課分室長 |
| | 各振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の工事（海草振興局管内で施行されるものを除く。） | 当該振興局建設部長 |
| | 海草振興局管内で施行される契約金額が250万円未満の工事 | 建築住宅課長 |

備考 検査・技術支援課が行う現地調査については、検査・技術支援課長が行う。ただし、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に係る現地調査については、検査・技術支援課分室長が行う。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。